

三重県電子調達システム(物件等)運用等について

三 重 県 出 納 局

三重県では、平成22年2月16日より電子調達システム（以下、「調達システム」という。）による物件等の調達を実施しています。

調達システムで行う競争入札については、原則ＩＣカードを利用し、一定の限度額以下（以下、「随意契約限度額」という）で行う見積合わせはＩＤ・パスワードを利用します。

調達システムを利用することで、より公平性、公正性、透明性な調達を実施することができます。

運用等の概要は次のとおりとなります。

1 認証方式	ＩＤ・パスワード方式とＩＣカード方式の併用 ※予定価格が随意契約限度額以下のものについてはＩＤ・パスワードを利用します。（ただし、県外登録事業者については、すべての応札についてＩＣカードが必要となります。）
2 対象金額	予定価格が１０万円以上の物件等の調達 （一部の調達は除きます。） ※予定価格が１０万円未満のものは、原則として調達システムの利用は行わず、紙による見積徴収等により調達を行います。
3 システムの運用方法	（１）予定価格が１０万円以上随意契約限度額以下の物件等の調達は、原則として県内に本店又は営業所等で登録がある事業者によるＩＤ・パスワードを利用した見積合わせを実施します。 （２）予定価格が随意契約限度額超の物件等の調達は、原則として県内に本店又は営業所等で登録がある事業者によるＩＣカードを利用した入札を実施します。 ※（１）、（２）について、県内に調達できる事業者が複数存在しない、または応札がない等の場合は県外事業者を対象とした調達を実施することがあります。 （３）予定価格が３，６００万円以上の物件等のうち、政府調達に関する協定に該当する物件等（ＷＴＯ案件）の調達は、（２）にかかわらず県外事業者も含めたＩＣカードを利用した入札を実施します。 ※随意契約限度額 ① 工事又は製造の請負 ４００万円 ② 財産の買入れ ３００万円 ③ 物件の借入れ １５０万円 ④ 財産の売払い １００万円 ⑤ 物件の貸付 ５０万円 ⑥ ①～⑤以外のもの ２００万円
4 入札等の参加対象者	県内登録事業者、県外登録事業者 ※ただし、県外登録事業者にあつては地域要件等の設定がないものに限ります。
5 その他	原則として、随意契約限度額以下の消耗品、備品の購入については、応札参加地域を指定した地域要件の設定を行います。（本庁による調達は除きます。）また、それ以外の案件については、県内事業者を対象とした調達を実施しています。

※運用等の詳細については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」をご確認ください。